

令和3年度 第4回船橋市廃棄物減量等推進審議会

日時：令和3年11月10日 午前10時00分～午前10時40分

場所：市役所本庁舎9階 第1会議室

事務局（録）

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。  
船橋市廃棄物減量等推進審議会開催の前に、環境部長の御園生よりご挨拶申し上げます。

環境部長

皆さま、おはようございます。本日は、第4回船橋市廃棄物減量等推進審議会にご出席いただきましてありがとうございます。私からは、会議に入る前に、新型コロナウイルス感染症に関しまして、皆様もご存知かと思いますが、本市におきましても先週の日曜日からの7日間で新規感染者数が2人と、今週に入りまして月曜日に1人で、0または1人という状況が続いています。新規感染者は落ち着いておりますが、引き続き年末年始にかけて第6波が危惧されている状況ですので、市民の方、事業者の方に対して、コロナ対策をしていただき、新年度に向けて生活を取り戻していきたいと考えております。

廃棄物行政でも、コロナの影響を大きく受け、粗大ごみあるいは有価物が増える時期がございました。可燃ごみにつきましても2%近く増加する時期もございましたが、他市に比べると、収集の体制を変える程の状況ではなく、業務を行うことができました。今回、一般廃棄物処理基本計画を作っていきますが、さらなる減量及び資源化を進めるとともに、地球温暖化に対して廃棄物行政がどうあるべきかについても今まで以上に念頭に置いた施策を作ってまいりたいと思います。CO<sub>2</sub>排出削減に対して、今後廃棄物行政としてこういった取り組みが必要なのかということが前回改定時とは違っており、今こちらにはおりませんが環境部には温暖化対策係を所管する環境政策課がございまして、そちらと一緒に考えなければいけないところだと考えております。廃棄物の中では、新しい南北清掃工場も完成しまして、安定的な焼却が行える状態となっております。その中の高効率で発電した電力をいかに地産地消で有効活用していくのか、改めて環境部全体として取り組んでいきたいと思っております。以上となりますが、本日は、事務局より前回示させていただきました、計画（案）と答申（案）について、委員の皆様からご意見いただいたものを修正させていただいて、後ほどご説明させていただきますので、計画及び審議会からの答申（案）につきましてご意見をいただきまして、最終的なものにさせていきたいと考えておりますので、どう

事務局（鍔）	<p>ぞご審議をお願いいたします。</p> <p>会議の開催についてお伝えいたします。船橋市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第2項の規定により、本審議会の定足数は過半数の8名となっております。本日の出席者は9名ですので、定足数を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>なお、本日は、稲垣委員、天羽委員、小石委員、手塚委員、栗原委員の5名から欠席のご連絡を受けていることを申し添えます。</p> <p>事務局からは以上になります。それでは会長よろしく申し上げます。</p>
遠山会長	<p>それでは、「令和3年度 第4回船橋市廃棄物減量等推進審議会」を開催いたします。</p> <p>それでは事務局に確認いたしますが、本日、傍聴人はいらっしゃいますか。</p>
事務局（鍔）	<p>おりません。</p>
遠山会長	<p>分かりました。それでは、事務局より資料の確認をお願いいたします。</p>
服部計画係長	<p>資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日お配りした資料です。次第、席次表、資料1 委員からのご意見と対応表、資料2 新旧対照表（計画案）、資料3 新旧対照表（答申案）、資料4 令和2年度事業報告に関する資料、船橋市一般廃棄物処理基本計画（案）、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における船橋市廃棄物減量等推進審議会の実施に向けた感染拡大予防ガイドラインになります。</p> <p>配布資料に不足がある方はおっしゃってください。資料説明中に不足に気づかれた場合もすぐお持ちいたしますので、事務局にお伝えください。</p>
遠山会長	<p>皆さま、資料はよろしいでしょうか。それでは次第にそって審議を進めたいと思います。</p> <p>次第2 船橋市一般廃棄物処理基本計画の改定について事務局より説明をお願いします。</p>
服部計画係長	<p>資料1をご覧ください。前回会議にて委員の皆様からいただきました</p>

ご意見の内容と対応について記載しております。計画のページ順に記載させていただいております。一部前回会議中でのご発言の修正内容を記載しているところもございます。初めに、計画（案）に対するご意見についての対応でございます。

1 番目に宇仁菅委員からのご指摘で、3 ページと 28 ページの法律の記載について、すでに交付されているので、「6 月交付」と修正すべきではないか、とのご指摘です。3 ページにつきましては、法律の概要をまとめたページとなっておりますので修正しておりますが、28 ページにつきましては、令和 2 年度に実施した調査結果の抜粋となっておりますので、このままの表記とさせていただきました。

2 番目が小松委員から 7 ページの図 1 の 4 進捗管理の流れについて、Plan と Action に市民と事業者を加えて欲しいというご意見です。この図は計画の策定から実施、進捗管理、見直しの過程を分かりやすくしたのですが、計画策定の過程においては、市民アンケートや事業者ヒアリングなどを通じて、連携させていただいている部分はございますが、計画策定及び見直しの実施主体は市であるため、現状の記載とさせていただきました。

3 番目、伊藤委員から 12 ページのコラムのことかと思われま。灰の処理等は当然有料だと思われま。輸送費、処理費等を入れた方が、訴求力があるのではなかと。ご意見と、残りの半分の行方はどこですかというご意見です。費用面については、確かに発生しておりますが、こちらに記載させていただいた目的が他の自治体に廃棄物の処理を依存しているという環境への配慮を高めていただきたいことから、コスト面の記載はしない、現状のとおりとさせていただきました。また、半分の記載が分かりにくいいため、下のように修正いたしました。「ごみを処理した後には、焼却灰や残渣が発生します。そのうち約半分は資源化をしておりますが、残りの半分については、本市に焼却灰等を最終処分する埋め立て地がないことから、他の自治体の最終処分場へ埋め立てをお願いしています。」と修正いたしました。

4 番目も伊藤委員から、29 ページの容器包装プラスチックと製品プラスチックの性質が読者には分からないのではないかと。ご質問です。29 ページの中に説明文を追加いたしました。

5 番目、大西委員から 35 ページ他、3 R と 2 R にはそれぞれの意味があるので統一する必要はないのではないかと。ご意見です。また、6 番目に稲垣委員からも、2 R と 3 R が混在しているので分かりやすく表現することが望ましい、というご意見です。こちらを受けまして、3

Rの中でも2Rのリデュース、リユースについてリサイクルよりも優先して、先立って取り組むということを追記いたしました。

次のページ、7番目、宇仁菅委員から35ページの内容で「低炭素社会」は「脱炭素社会」の方がよろしいのではないか、というご意見です。ご指摘の通り修正いたしました。

8番目、宇仁菅委員からです。温暖化対策について、市の温暖化対策実行計画との整合は取れているのか。プラスチックのことも含めて「ごみの発生量を減らす」とストレートに表現していただきたい、というご指摘です。ご指摘を踏まえ、方針2を「廃棄物は、いったん発生すれば資源として循環的な利用を行う場合であっても少なからず環境への負荷を生じさせてしまいます。このため廃棄物処理に由来する環境負荷を低減させるためには廃棄物を発生させないことが最も効果的であるため、3Rの中でも特にReduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）の2Rをリサイクルに先立って取り組むことで、ごみの発生量を減らすとともに、リサイクルについても継続的に取り組みを推進します。」に修正します。

9番目、伊藤委員から、39ページについて46ページにエシカル消費の説明はありますが一般に認知されているのでしょうか。欄外に説明か46ページへ導いて欲しい、とのご意見です。こちらは、39ページに体系図があり、その中にエシカル消費の記載があります。そのエシカル消費について、39ページにないことで、ご指摘をいただいております。エシカル消費の説明がないことと、方針2の1-1-②について記載が細かすぎること及びリデュース、リユースの順で取り組んでいただきたいことから1-1-①をリデュース（発生抑制）行動の推奨、1-1-②をリユース（再使用）の推奨に修正いたします。

10番目、小松委員からのご意見です。42ページの情報提供を「情報共有」の充実としたらどうでしょうか。情報提供というと一方的に情報を出すイメージがあります。「共有」というと提供された情報をみんなで持ち合い理解するイメージがありますがいかがでしょうか、とのご意見です。こちらは、不法投棄の情報を市にお寄せいただき共有するなど、市と市民の皆様で情報を共有する部分があるものの、情報の発信は市が中心となることから現状の記載といたします。

11番目、宇仁菅委員から、45ページの10行目以下を次のように修正できないでしょうか。「また、温室効果ガスの排出量を削減するためには、まずプラスチックをはじめとするごみの発生量そのものを減らし、最終的に焼却処理されるごみを減らしていくことが重要です。この

ため、ReduceとReuseの2Rを推進し、天然資源の消費を抑制するとともに、環境負荷の低減を進めます。清掃工場でごみを焼却することで温室効果ガスが発生しますが、焼却によって得られる熱エネルギーを利用した廃棄物発電を行い、清掃工場で使用する電気を賄い、余った電気は売電することで、温室効果ガスの削減に寄与します。」とのご意見です。それを踏まえまして、内容はほとんど同じですが、リデュース、リユースを英語表記となっていたものをカタカナ表記に致しました。2Rをリサイクルに先立って推進するというのを追加させていただきました。

12番目、鈴木委員からのご意見です。50ページに、厨芥類に含まれる水分を十分切ってごみ出しを行う旨を追記して欲しい、とのご意見です。これを踏まえまして、生ごみの水切りについて、コラムに掲載いたします。

13番目、寺内委員からのご意見です。新型コロナウイルス感染症に係る記載がないと思われます。タイムリーな話題であり、今後質問がでることも考えられますので、計画に記載した方が良いのではないのでしょうか。他都市では事務所でクラスター発生や職員の感染により、収集運搬等に支障が出た事例があります。船橋市は、直営の収集運搬も行っているようですので、委託業者に指導するだけでなく、自らの直営職員の対策、事務所や収集車で対策を行う必要があると思います。すでに対策は行われていると思いますので、その内容を記載する、また、国や廃棄物関係団体が発表しているガイドライン等がありますので、参考になると思います。第2章第3節の3.3基本方針3に記載するのが適当と思われます、とのご意見を踏まえまして、51ページ8行目に「また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症拡大時においても、感染拡大防止策を講じるなどにより、安全で安定した収集運搬及び処理体制の維持に努めます。」を追加します。また、53ページ6行目「新型コロナウイルス感染症が感染拡大する状況においては、『廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』（令和2（2020）年9月）で示された市町村が取るべき措置等の内容を踏まえ、安全で安定した廃棄物の適正処理を行うことが重要となります。新型コロナウイルス感染症にとどまらず、その他の多様な感染症等が発生した場合においても、廃棄物処理体制への影響を把握し、これまでの知見を活かした拡大防止策を講じ、安全で安定した収集運搬及び処理体制の維持に努めます。」を追記いたします。

14番目、鈴木委員からのご意見です。54ページの「6. 外食の食

べ残しをなくしましょう！」に記載のある持ち帰りについて、保健所等の観点からするとあまり推奨するべきではないのではないかとのご意見を踏まえ、改めて保健所へ確認したところ、54ページの「6. 外食の食べ残しをなくしましょう！」については「お店の方に確認して」といった記載があることから、支障はないとのことでしたが、64ページ(3)事業者へのアプローチの中で②について「②衛生面に配慮した持ち帰り運動(ドギーバッグ、m o t t E C O (もってこ))の実施」へ変更の意見があったため、「衛生面に配慮した」を追記いたしました。

15番目は、大西委員並びに山本委員からのご意見です。71ページ及び74ページの年号間違いについてです。こちらは、「平成11(1999)年」に修正いたします。

次のページに移りまして、答申(案)についてのご意見と対応案になります。資料3が答申(案)の新旧対照表になりますので、見比べていただくと分かりやすいかもしれません。

まず1番目、宇仁菅委員からのご意見です。4行目、「低炭素社会」は「脱炭素社会」の方がよいのではないかとのご指摘のとおり修正いたします。

2番目、大西委員からのご意見です。低炭素社会の3つを統合的に進めるの、3つが分かりにくい、とのご指摘を踏まえまして、「の3つ」を削除いたします。

3番目、天羽委員からのご意見です。2. 事業系ごみの適正排出と分別の推進の部分で、検査体制の強化ではなく、分別の指導を優先すべきではないかとのご指摘です。記載の順番を入れ替え、排出事業者の指導及び検査体制の強化等に修正いたしました。

4番目、小松委員から食品ロスについてのご意見です。食品ロス削減のためには市民一人ひとり、事業者、行政が・・・と「一人ひとり」を加えたらいかがでしょうか。とのご意見ですが、後段に「それぞれの立場から」と記載しており、それぞれの立場からという記載から「一人ひとり」の行動であることが分かるため、現状の記載といたします。

5番目、平川委員からのご意見です。水質浄化に対する意識を持ってもらうために答申の中に意見を入れるべきではないかとのご意見を踏まえまして、4 水質浄化に対する意識啓発を追記し、「東京湾や印旛沼など閉鎖性水域の窒素・リンなどによる富栄養化を防止するため、くみ取り便槽、単独処理浄化槽から、より処理能力の高い高度処理型合併処理浄化槽への転換を推進するほか、市民、事業者に対し水質浄化に対する意識が高揚するよう周知、啓発を行うことを期待する。」を追記い

	<p>たしました。</p> <p>6番目、小松委員から、家庭系可燃ごみの戸別収集について、市民アンケートをしたと思いますが、もし5年も前でしたら状況が変わっているところがあるのでは。とのご意見ですが、5年前と現在及び5年後では状況が変わることは他の施策でもあると考えますが、現状で考えられる課題を抽出し計画への記載や検討を求める記載としております。</p> <p>なお、手元の資料2につきましては、資料1でのご指摘を反映し、修正した新旧対照表となっておりますので、後ほどご確認ください。説明は以上となります。</p>
遠山会長	<p>ただいまの説明にご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。皆様からの意見が反映された形となっておりますので、意図が合っているかご確認をお願いいたします。また、新規で疑問等があればご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見がないようですので、皆様からご了承をいただいたということで、答申（案）を承認し、こちらを市長に提出するというところでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
遠山会長	<p>異議なしということですので、答申（案）を承認し、市長に答申するものといたします。</p> <p>引き続き、次第3、令和2年度事業報告について事務局より説明をお願いいたします。</p>
服部計画係長	<p>それでは、資料4、令和2年度事業報告に関する資料をご覧ください。</p> <p>1ページ（1）ごみ発生量の推移です。表1をご覧くださいと分かりやすいかと思いますが、表の下から2段目に令和2年度のごみ量が記載されています。左側が家庭系ごみで、右側が事業系ごみの量が記載されています。家庭系可燃ごみは117,417t発生しており、前年度から2,315t増加いたしました。粗大・不燃ごみは11,430tで1,585t増加いたしました。資源ごみは、ビン・カン・ペットボトルを足したのですが、9,264tで507t増加いたしました。合計いたしますと、138,111tで4,406tの増加となっております。事業系ごみにつきましては、可燃ごみが43,683tで5,296tの減少となりました。粗大ごみは、2,790tで258tの減少とな</p>

<p>資源循環課長</p>	<p>りました。資源ごみは260 tで94 tの減少となりました。合計いたしますと、46,733 tで5,649 tの減少となっております。家庭系と事業系を合計いたしますと、184,845 tで前年度から1,242 tの減少となりました。次のページでは、ごみ量を1人1日あたりのごみ量である原単位を記載しておりますので、後ほどご確認ください。</p> <p>続きまして、3ページ(2)ごみ処理経費の推移です。こちら表のグレーの部分が令和2年度の実績となりますので、表の方が分かりやすいかもしれません。令和2年度のごみ処理経費は、約77億4,000万円となっており、令和元年度から約3億800万円の増額となっております。これは、旧南部清掃工場の解体工事が開始されたため、増えたもので、解体経費を除いた場合の令和2年度の経費は、約68億6,000万円で令和元年度から約7,000万円増加しました。</p> <p>4ページをご覧ください。こちらは、事業系ごみ処理経費について、1kgあたりの処理経費を記載しております。経費は、令和元年度の22.29円から0.90円増加し、令和2年度は23.19円となっております。これは旧南部清掃工場解体等により、ごみ処理原価が上がったためです。また、解体費を除いた場合は、18.67円で令和元年度から0.26円減少しています。こちらの4ページまでが平成28年度からの推移を記載しておりますが、5ページは将来予測となっております。清掃工場の解体工事が令和4年度には完了するため、その後の経費がどのようになるか予測したものとなっておりますので、参考としてご覧ください。</p> <p>続きまして、6ページをご覧ください。こちらは、家庭系粗大ごみの処理経費です。令和2年度の家系系粗大ごみ処理経費は、市が収集運搬を行った場合は10kg当たり470円、自己搬入の場合は200円となりました。解体工事を除いた場合、市が収集運搬を行った場合10kgあたり430円、自己搬入の場合160円となりました。こちら隣りの7ページに家庭系粗大ごみの処理経費の将来予測が載っております。事業系と同じく、解体工事が令和4年度には完了いたしますので、完了後の経費の予測を記載しておりますので、参考としてご覧ください。</p> <p>説明の途中ではございますが、補足させていただきます。家庭系粗大ごみの処理経緯ですが、現在の処理費は税抜きで、市が収集運搬を行った場合340円、自己搬入の場合150円となります。</p>
---------------	---

<p>五嶋施設第二 係長</p>	<p>続きまして、8 ページをご覧ください。南部清掃工場の工事スケジュールについてご説明させていただきます。令和2年4月から新工場が稼働いたしまして、それに伴いまして、令和2年度から旧工場の解体工事を進めております。現在、上屋の解体が完了いたしまして、基礎である杭の撤去工事を順次進めております。令和4年9月に解体工事が完了する予定です。</p>
<p>大野まち美 化・指導係長</p>	<p>続きまして、(4) 啓発活動についてです。</p> <p>1 多様な情報媒体での情報提供は、記載のとおりです。</p> <p>2 クリーン活動の実施は、令和2年度につきましては市内一斉清掃である、クリーン船橋530の日及び船橋をきれいにする日は開催することができませんでしたが、令和3年度につきましては、530の日は開催しており、きれいにする日も11月21日に開催予定です。</p> <p>3 ごみ減量啓発バスの運行につきましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しております。なお、令和3年度も同様でございます。</p> <p>10ページになります。4 分別の周知及び排出指導につきましては、記載のとおりとなっております。不法投棄対策につきましても記載のとおりとなっております。</p> <p>5 生活環境巡視員の活動につきましては、令和2年度から巡視員が2人増えて6名体制となっているので、日数が増えております。詳しい日数については、記載のとおりです。</p> <p>6 事業者への排出指導につきまして、この中にあります事業系ごみの契約事業者への文書による指導については、資料記載のとおりでございます。</p>
<p>五嶋施設第二 係長</p>	<p>同じく、6 事業者への排出指導 ピット前検査についてご説明いたします。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を中止しております。令和3年度は、10月に南北両清掃工場ともに実施をしております。</p>
<p>資源循環課長</p>	<p>事務局からで、何点かお話がございます。資料4、5ページの事業系ごみ処理経費をご覧ください。現在は、税込みで1kgあたり22円をいただき、処理しておりますが、令和元年度から工場の解体費用が増え、処理経費が上がってきております。将来的な予測としましては、令和7年度に21円になると予測しておりますが、あくまでも予測ですので、</p>

	<p>今後も検証していき、審議会でご報告させていただき、経費につきましては、どのように対応していくのかを考えていきたいと思っています。</p> <p>また、次のページ6、7ページでございます。こちらについては、現状の金額が記載されておりましたので、先ほど口頭での説明になりましたが、市が収集運搬する場合は税抜きで340円、自己搬入の場合は150円という金額になっておまして、令和2年度の場合、解体工事費を除いた場合でも430円と160円となり、乖離しております。しかし、今後清掃工場の解体工事が令和4年度に終わり、令和5年以降は通常の経費での運用になると考えられますので、令和3年度の実績と令和4年の実績を含めて、改めて検証してまいります。将来的に乖離が大ききようであれば、見直しをせざるを得ないと考えております。見直しにつきましても、審議会でご意見をいただき検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
遠山会長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。</p>
伊藤委員	<p>先ほどの説明で、6ページの家庭系粗大ごみ処理経費について、2点質問があります。現在、実際に市が収集を行っている料金はいくらでしょうか。</p>
資源循環課長	<p>現在、実際に市が収集運搬を行う場合は税抜き340円になります。</p>
伊藤委員	<p>市民が持ち込んだ場合は、先ほどおっしゃっていた150円でよろしいでしょうか。</p>
資源循環課長	<p>おっしゃるとおりです。</p>
伊藤委員	<p>ありがとうございます。</p>
遠山会長	<p>つまり、その差分が赤字になっているので、将来的に見直さなければならぬということですね。</p> <p>ありがとうございます。その他、質問等はございますか。</p>
環境部長	<p>先ほど資源循環課長から説明いたしましたとおり、市としては平成2</p>

	<p>9年に北部清掃工場が完成し、令和2年に南部清掃工場が完成しまして、この工場の建設費、解体工事費も含め、これをどう手数料へ反映させていくか、特に工場の経費は大きいものですから、これを踏まえた上での手数料の改定が必要であれば進めていくという方向性でございます。来年の9月には旧南部清掃工場の解体工事が終わりますので、経費等は確定してまいりました。これまで手数料の改定については、廃棄物減量等推進審議会へ諮り、そこで答申をいただき手数料改定をしておりますので、事務局としては、令和4年度中に審議会で諮問させていただき、手数料改定につきまして、本日より詳しい資料を用い、近隣市状況を確認しながら、本市の手数料がどうあるべきか審議いただきたいと考えております。</p>
遠山会長	<p>ありがとうございます。今後の予定についてご説明いただきました。その他ですね、こちらの報告に関してご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。</p>
	<p>なければ、本日予定された件についての議事が終了いたしました。事務局から何かありますか。</p>
事務局（鋳）	<p>本日ご審議頂いた答申（案）については、11月17日（水）に遠山会長、平川副会長より、市長へお渡しいただく予定となっております。また、12月15日よりパブリックコメントを1か月間行います。パブリックコメントの結果については、別途お知らせいたします。</p>
遠山会長	<p>それでは、令和3年度 第4回廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。ありがとうございました。</p>